

青森県報

第八百二十七号

令和六年
十月十六日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………
(健康医療 福祉政策課) …… 一

告 示

○青森県循環型社会形成推進計画策定に係る事業系食品ロス
実態調査の実施……………
(環境政策課) …… 二

○青森県循環型社会形成推進計画策定に係る廃棄物に関する
意識調査(処理業者・関係団体・市町村・県民)の実施……………
(同) …… 三

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………
(下北地域 県民局) …… 三

公 告

○男性警察官用夏制帽外の売買契約に係る指名競争入札……………
(警察本部 施設整備課) …… 三

規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第四十四号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(二)中「仮小屋の設置、天幕の設営」を「移動可能な施設、車両等の設置」に改め、同1の(三)中「三百四十円」を「三百五十円」に改め、同一の2の(二)の(2)中「六百七十七万五千円」を「六百八十八万三千円」に改め、同表の二の1の(三)中「千二百三十円」を「千三百三十円」に改め、同表の三の3の(一)の表中

一九	三一
----	----

二〇〇円	二四、六〇〇円	三六、五〇〇円	四三、六〇〇円	五五、二〇〇円
八〇〇円	四一、一〇〇円	五七、二〇〇円	六六、九〇〇円	八四、三〇〇円

八、〇〇〇円	一九、八〇〇円	二五、四〇〇円	三七、七〇〇円	四五
一一、六〇〇円	三二、八〇〇円	四二、四〇〇円	五九、〇〇〇円	六九

〇〇〇円	五七、〇〇〇円	八、三〇〇円	六
〇〇〇円	八七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一〇

三〇〇円	八、四〇〇円	一一、六〇〇円	一五、四〇〇円	一九、四〇〇円
一〇〇円	一三、二〇〇円	一八、八〇〇円	二二、三〇〇円	二八、一〇〇円

七〇〇円	六、五〇〇円	八、七〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、九〇〇円
七〇〇円	一〇、四〇〇円	一三、六〇〇円	一九、四〇〇円	二三、〇〇〇円

〇円	二〇、〇〇〇円	二、八〇〇円
〇円	二九、〇〇〇円	三、八〇〇円

に改め、別表第一の六の2の(二)中「五万円」

を「五万五千五百円」に改め、同六の3の(一)中「七十万六千円」を「七十一万七千円」に改め、同(二)中「三十四万三千円」を「三十四万八千円」に改め、同表の八の3の(1)中「四千八百円」を「五千二百円」に改め、同(二)中「五千五百円」を「五千五百円」に改め、同(三)中「五千六百円」を「六千円」に改め、同表の九の3中「二十一万九千円」を「二十二万六千円」に、「十七万五千二百円」を「十八万八千円」に改め、同表の十の2の(四)の(1)中「三千五百円」を「三千六百円」に改め、同(四)の(2)中「五千五百円」を「五千七百円」に改め、同表の十一の2中「十三万八千七百円」を「十四万円」に改める。

別表第二の1の(一)中「二万四千七百円」を「二万四千三百円」に改め、同1の(二)中「一万五千四百円」を「一万五千五百円」に改め、同1の(三)中「一万四千六百円」を「一万四千五百円」に改め、同1の(四)中「一万四千九百円」を「一万五千三百円」に改め、同1の(六)中「二万八千九百円」を「二万九千六百円」に改め、同1の(七)中「二万八千五百円」を「三万百円」に改め、同1の(八)中「二万七千三百円」を「二万八千九百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第二の一の1の(二)、(四)及び(六)から(八)までの規定は令和六年四月一日から、同規則別表第一の規定は同年七月九日から適用する。

告

示

青森県告示第五百四十五号

青森県循環型社会形成推進計画策定に係る事業系食品ロス実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

令和六年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 調査の目的

県内で発生する食品廃棄物等の排出量や処理量等の実態調査を行い、事業系食品ロスの現状把握をするとともに、令和七年度に予定している食品ロス削減推進計画(第五次青森県循環型社会形成推進計画の一部)を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に所在する食品関連事業所

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期間

1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 食品廃棄物等全体及び食品ロスの発生量
- (二) 食品ロスの内容及び発生量の割合
- (三) 食品廃棄物等の処理量や委託先等
- (四) 食品廃棄物等の発生量の推移
- (五) 食品廃棄物等の計測・把握・推計
- (六) 事業所における食品廃棄物等の削減に向けた取組内容

2 報告を求めるとする基準となる期間は、令和五年度一年間の実績とする。

四 報告を求めるとする者

事業所母集団データベース(令和四年次フレーム)から、別に定める産業分類に属する事業所のうち、従業員数三十人以上の事業所については全数、従業員数五人以上三十人未満の事業所については無作為抽出により選定した約千事業所。

五 報告を求めるとする方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求めるとする期間

令和六年十月二十一日から同年十一月十四日までとする。

青森県告示第五百四十六号

青森県循環型社会形成推進計画策定に係る廃棄物に関する意識調査（処理業者・関係団体・市町村・県民）を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和六年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 調査の目的

青森県内の廃棄物の排出・処理等の実態及び、県民や市町村等の廃棄物等に関する意識を調査し、廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、「青森県循環型社会形成推進計画」の策定に係る基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

- 1 県内に所在する、産業廃棄物処理業者の事業所
 - 2 県内に所在する、産業廃棄物を排出する事業所の業界団体
 - 3 県内に所在する市町村
 - 4 県内在住の満二十歳以上の住民
- 三 報告を求め事項及びその基準となる期間
- 1 報告を求め事項は、次に掲げる事項とする。
 - (一) 環境への配慮に関する取組状況
 - (二) 廃棄物の適正処理に関する取組状況
 - (三) 廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用に関する取組状況
- 2 報告を求め基準となる期間は、令和六年十月二十一日から同年十一月十四日までの間の任意の一日現在とする。

四 報告を求め者

- 1 県等が作成する産業廃棄物処理業者名簿に登録された事業所のうちから抽出した事業所二百十五件とする。
- 2 産業分類が農業を除く産業に属する事業者に関連する事業者団体のうちから抽出した団体百件とする。
- 3 全ての市町村とする。

4 住民基本台帳から無作為抽出した該当年齢の住民千五百名とする。

五 報告を求めのために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求め期間
令和六年十月二十一日から同年十一月十四日までとする。

青森県告示第五百四十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
泊	発起人の住所及び氏名 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五〇八の二 上野 徳光 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山一 中村 忠志 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山四五四 中村 幸雄	令和六年十月十六日から同年同月三十日まで	泊漁業協同組合

公 告

男性警察官用夏制帽外の売買契約に係る指名競争入札

次のとおり指名競争入札により契約を締結するので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第七条第一項

の規定により公示する。

令和六年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指名競争入札に付する事項

次に掲げる物品の売買とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

男性警察官用夏制帽外 総数三千八百二十点

二 納入期限

令和七年三月二十八日

三 納入場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、衣料品の販売についてAの等級に格付された者であること。

3 指名競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

五 指名されるために必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 指名通知された者以外で入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 指名通知された者以外で入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和六年十一月十三日までに、青森県警察本部施設整備課に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(二)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部施設整備課装備車両係

電話 〇一七―七二三―四二一一

六 入札説明書の交付場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部施設整備課装備車両係

2 入開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁東棟 地下会議室

令和六年十一月二十七日 午前十一時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合にはおいては、その全部又は一部の納付を免除する。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）

を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 詳細は、入札説明書による。

5 本契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products
to be purchased:
Police officer's

Summer hat and others,
total of 3, 820 items

2 Place of delivery:

Aomori Prefectural Police HQ

3 Due date:

28 March, 2025

4 Time limit for tender:

27 November, 2024

(Please refer to a bid manual in time.)

5 Contact point for the notice:

Supply Section
Facility Equipment Division,
Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭